

第 1 節 生涯を通じた福祉社会の形成 基本構想案

1 地域福祉の推進

少子高齢化が急激に進んだことや、生活スタイルの多様化などにより、地域でのかかわりや絆が薄くなってきています。これまではどちらかといえば、高齢者や障がい者等にそれぞれの対象者毎の公的福祉施策が主になっていました。しかし、これからは、地域で支援を必要とする人を個別の対象とすることなく、公的福祉施策と併せ、市民が積極的に地域福祉活動に参加し、地域のみんなが手を合わせて支え合う地域づくりなどを進めていくことが課題となっています。

地域ワークショップにおいても、ボランティア活動の推進や、老人世帯の増加、高齢者の孤独死、隣近所とのつきあいの減少の問題などの意見が出され、世代間交流など地域の絆を深めた地域づくりの必要性が求められています。

このため、互いに支え合う地域づくりをめざして、地域福祉ネットワークを構築し、地域福祉の推進に努めていきます。

2 高齢者福祉の充実

本市においては、高齢化に加え、老年人口も年々増加しています。平成 27 年には、老年人口が全人口の約 3 割に達し、12,332 人になると見込まれております。したがって、元気な高齢者の増加とともに介護が必要となる高齢者や一人暮らし老人の増加も予想されます。このようなことから、高齢者を取り巻く状況の変化に応じて、お年寄りが安心して暮らせるまちづくりが課題となっています。

市民アンケートによると今後推進すべき項目としては「高齢者福祉」（61.9%）「在宅介護サービス」（58.2%）となっています。また、地域ワークショップにおいても、高齢者がいきいきと暮らせる活動の促進や、買い物や通院の足の確保、要介護者がすぐに利用できる施設の整備などの意見が寄せられております。

これらをふまえ、高齢者の自立や生きがいづくりの支援と地域における一人暮らし高齢者の見守り体制の構築に努めるとともに、介護サービスなど高齢者福祉の充実を目指します。

3 障がい者（児）福祉の充実

生活習慣病や加齢を原因とした中途障害による身体障がい者が増加傾向にあります。また、ストレスなどにより心の健康に悩む人も増えています。障がいの早期発見・早期治療体制の整備と障がいの状態に応じた福祉サービスの提供が課題となっています。また、障がいのある人が住みなれた地域で安心して暮らせるように、

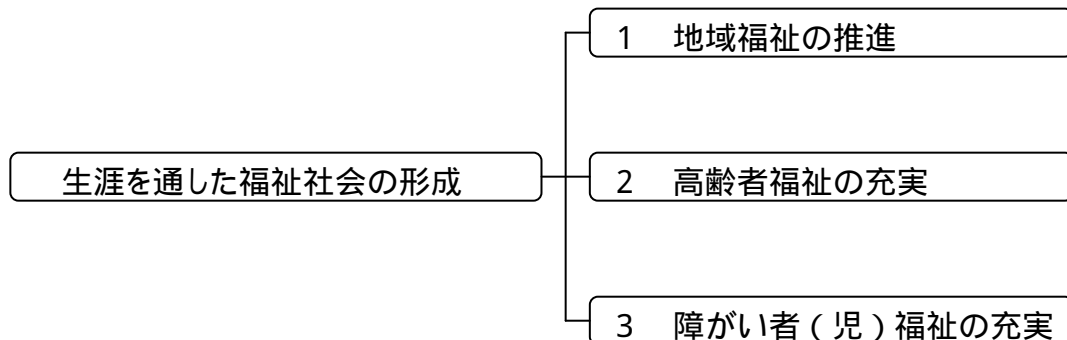
公共施設などのバリアフリー化のみならず偏見と差別といった心のバリアの解消を図っていく必要があります。

このため、保健・医療と教育、就労など関連分野との連携を図りながら、障がいのある人が住みなれた地域で安心して自立した生活が営めるよう、乳幼児期から高齢期にいたるまでのさまざまな生活支援のためのサービスの充実を図ります。

また、建築物、道路、公園、公共交通機関等の施設や設備を安全かつ円滑に利用できるように、バリアフリー化を進めるとともに、バリアフリー社会の実現に向けて障がいや障がいのある人に関する正しい理解と認識を深めるため啓発・広報活動を推進していく必要があります。

第 1 節 生涯を通した福祉社会の形成 基本計画案

1 施策の体系



2 施策

1 地域福祉の推進

社会環境の変化などにより、地域でのかかわりや絆が薄くなっている中、新たに策定する地域福祉計画の実践とともに、具体的な行動を示す地域福祉活動計画の策定を支援し、地域福祉ネットワークの構築など地域福祉の推進に取り組んでいきます。

2 高齢者福祉の充実

認知症高齢者見守り事業や高齢者虐待ネットワーク事業を推進し、ふれあい元気サロン等の各種介護予防事業の充実と介護サービスの充実を図っていきます。また、高齢者の交通手段への支援も考慮し、高齢者の自立、生きがいづくりの支援に必要な取組みを進め、高齢者福祉の充実に努めていきます。

3 障がい者(児)福祉の充実

障がい福祉サービスにおける自立支援給付と相談支援を含めた地域生活支援事業の充実を図り、利用者の状況に応じた事業を効果的に実施することにより、障がい者(児)の自立と社会参加への支援を推進し、障がい者雇用のネットワークを強化することにより、障がい者(児)福祉の充実に努めます。

また、公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者にやさしいまちづくりを進め、バリアフリー社会の実現に向け努めていきます。

3 目標

項 目	現状（H22）	目標（H27）
地域福祉ネットワーク	0か所	8か所
高齢者の元気意識	81.2%	85%
ふれあい元気サロン	53か所	61か所
障がい者雇用率	1.5%	1.8%

4 主な事業

地域福祉ネットワークの構築
デイサービスセンター施設整備支援
特別養護老人ホーム施設整備支援
老人保健施設等整備支援
グループホーム整備支援
高齢者生活支援
障がい者地域生活支援
特別支援学校通学費助成

第 章 「いきいきと健やかに暮らすことのできる地域社会の創造」

第 2 節 安心して健康に暮らせる地域社会の形成 基本構想案

1 生活習慣病予防対策の推進

全国的に死亡率の高い、悪性新生物・心疾患・脳血管疾患などの3大生活習慣病の効果的な予防をはじめ、働き盛りの成人のメタボリックシンドロームの予防や健康づくりに対する市民の意識高揚が課題となっています。

地域ワークショップにおいても、健康散策(ウォーキング)の推進、年齢層に合わせたの楽しく取り組める体操や運動メニューの開発・普及を図る必要があるとの意見が寄せられています。

このため、メタボリックシンドロームの予防に重要な「食事」と「運動」に着目し、バランスのとれた食生活と禁煙の推奨並びに健康散策の推進や体操・運動メニューの開発などにより、生活習慣病予防対策の推進に努めます。

2 健康診査の充実

本市における平成 21 年度の特定健診の受診率は、40.7%、がん検診受診率は33.8%となっており、健康診査の受診率の向上が課題となっています。

市民アンケートにおいては、生涯を通して明るい生活を過ごすために、今後力を入れるべきことは、「健康づくりと健康診査の推進」が36.0%となっております。

このため、健康づくりのための各種健康教室などを開催するとともに、健康診査の土曜日実施や未受診者への周知徹底など健康診査の充実を図っていきます。

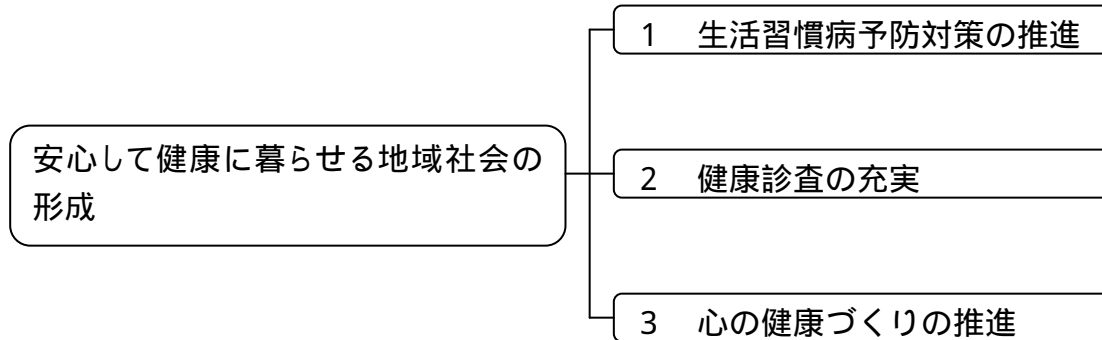
3 心の健康づくりの推進

近年の厳しい社会経済情勢の下、家庭生活や職場環境、対人関係など多くの要因からストレス社会といわれる中で、精神疾患にかかる人が増加しており、自殺をする人も後を絶たぬ状況となっています。心の病気対策、心の健康づくりの推進が課題となっています。

このため、医療機関や相談機関との連携を強化し、心の健康相談支援体制の充実を図るとともに、精神疾患に対する理解を深めるための普及啓発を行いながら、心の健康教育や講演会を開催し、心の健康づくりの推進に努めます。

第 2 節 安心して健康に暮らせる地域社会の形成 基本計画案

1 施策の体系



2 施策

1 生活習慣病予防対策の推進

生活習慣病予防対策の推進を図るために、市民の健康意識を高める健康教室の開催、仮称さくらんぼ健康体操の考案・普及、地域ウォーキングロードの設定、ヘルスマイトの増員などの、3大生活習慣病の予防に効果のある取り組みをしていきます。

2 健康診査の充実

健康診査の充実を図るために、土曜日実施を増やすなど健診体制の充実や健康診査の未受診者への周知徹底、啓発活動の強化など健康診査の受診率向上に必要な取り組みを進めていきます。

3 心の健康づくりの推進

心の健康づくりを推進するために、心の健康教育や講演会などを開催し、「心の健康づくり」や「心の病気」に対する市民への啓発を行うとともに、心の健康相談支援体制の充実を図っていきます。

3 目標

項 目	現状 (H 2 1)	目標 (H 2 7)
3大生活習慣病の死亡率 1、悪性新生物 (10万人当たり H20) 2、心疾患 3、脳血管疾患	298.4人 173.5人 141.1人	272.3人 144.4人 100.9人
健康診査の受診率 (特定健診)	40.7%	60%
がん検診の受診率	33.8%	50%
自殺者数	H17 - 21年 5年間で58人	自殺者の減少

4 主な事業

市民の意識を高める健康教室の開催
仮称さくらんぼ健康体操の考案・普及
地域ウォーキングロードの設定
食生活改善と食育推進のためのヘルスマイトの増員
土曜日実施を増やすなど健診体制の充実
健康診査の未受診者への周知徹底など啓発活動の強化
心の健康教育、講演会の開催
心の健康相談支援体制の充実

第 3 節 みんなで子育てを支える地域づくり 基本構想案

1 子どもを育む環境づくり

核家族化が進展している中、生活スタイルの変化や子育てに対する負担感の増大などにより、出生率の低下が続いています。急速な少子化の進行とこれに伴う人口減少は、地域社会の活力の低下や労働力人口の減少、さらには子どもの健全な成長に影響を及ぼすなど、大きな社会問題になっています。

本市の合計特殊出生率の落ち込みは大きく、出生数の減少に歯止めをかける子育てしやすい環境づくりが課題となっています。

このため、安心して出産・子育てできるように、母子保健の充実や経済的負担の軽減など子育て家庭に対する支援の充実に努めていきます。

2 子育てと仕事の両立支援

共働き家庭の増加や働き方の多様化に伴い、0歳から2歳までの低年齢児の保育需要の増加や学童保育を要する児童が増えるなど、子育てと仕事の両立できる環境の整備や保育施設の充実が課題となっています。

このため、保育サービスの充実や保育基盤の整備の推進を図るとともに、放課後児童対策の充実に努めていきます。

3 社会全体で子育てを支える地域づくり

家庭の子育て力が低下しつつあるとともに、核家族化の進展や地域とのかかわりが薄れていることなどから、子育てで孤立してしまう状況が見られることや、育児不安や発育・発達についての悩みなど様々な悩みを抱えている家庭も多く、子育てについての相談、情報の提供や子育て親子の交流の場の提供など、地域の人たちの協力を得ながら、地域ぐるみで子どもを育てていくことが課題となっています。

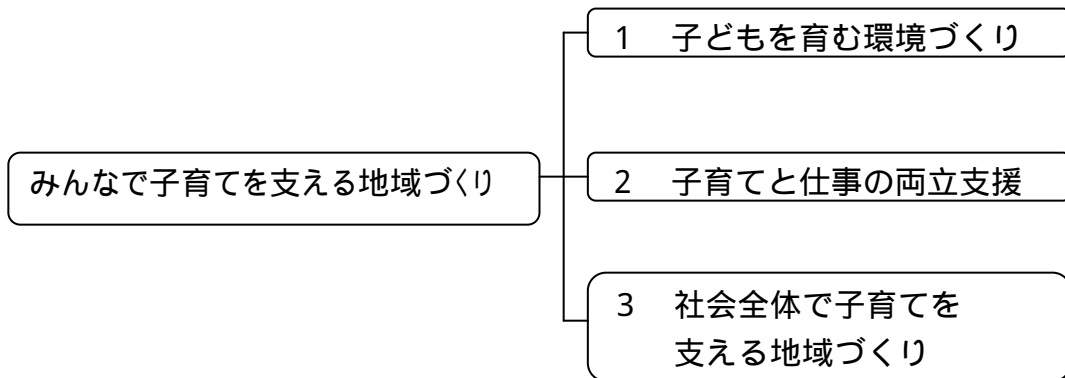
また、結婚観や価値観の変化等から、結婚しない人が増えていることや結婚や出産年齢が年々上昇しております。結婚について社会全体で支援する機運づくりが求められています。

このため、地域の様々な人材や保育所等などの地域資源を活用するとともに、子育てや子どもの豊かな育ちを支援するため、行政のみならず、住民、家庭、事業所等、地域社会全体で子育てに取り組むことができるように、意識の醸成や環境づくりを図っていきます。

また、若者が結婚を前向きに捉えられるよう、出会い・結婚へつながる取り組みの支援など、若者を応援する環境づくりを推進していきます。

第 3 節 みんなで子育てを支える地域づくり 基本計画案

1 施策の体系



2 施策

1 子どもを育む環境づくり

子どもを安心して産み、育てられるように、出産後の全戸訪問指導の徹底や妊産婦健康相談の周知、不妊治療に対する助成制度をはじめ、すべての子どもの健やかな成長に向け、乳幼児の食育推進や疾病予防等の母子保健の充実に努めます。

子育て支援センターを整備し、親子の交流の場の提供と交流促進、子育てに関する相談、援助の実施などを行うとともに、子育て情報の充実や子育てサークル等の育成支援を推進していきます。

また、子育て家庭に対する支援の充実として、乳幼児の医療費の無料化の対象拡大に向けて取り組んでいきます。

2 子育てと仕事の両立支援

安心して子育てをしながら働き続けることができるように、民間立認可保育所や認可外保育所への支援、休日保育や病後児保育の実施の検討など、保育基盤の整備と多様な保育サービスの充実に努めます。

放課後児童対策の充実のため、学童保育所の未設置小学校区への設置支援の取り組みを進めていきます。また、保育児童数の動向等を踏まえ、施設整備や指導員体制の充実などに取り組んでいきます。

3 社会全体で子育てを支える地域づくり

子育てを支え見守る環境づくりのため、子育て支援ネットワークの充実や民生児童委員・主任児童委員との連携強化を図っていきます。また、子育て支援センター等と連携し、地域資源を利活用しながら、親子のふれあいや交流できる親子の集いの場づくりなどの

取り組みと、事業所等に対し、育児休業取得等の子育て支援制度の活用促進が図られるよう、情報提供や意識啓発に努めていきます。

若者を応援する環境づくりとして、働く場の確保と就労支援はもとより、若者の出会いと交流の場づくりに取り組んでいきます。

3 目標

項目	現状	H27 目標
合計特殊出生率	H21 1.33	1.50 以上
待機児童の解消	H22 15 人	0 人
休日保育の実施	H22 0	1 箇所
学童保育所の設置	H22 8 箇所	12 箇所

4 主な事業

特定不妊治療費助成
子育て支援センターの整備
子育て支援医療費給付の拡大
認可外保育施設の支援
民間立認可保育施設の支援
認可保育所運営の充実
放課後児童対策（学童保育所）設置運営支援
ファミリー・サポート・センターや子育てサロンの充実

第 4 節 連携・協力に基づく医療体制の整備 基本構想案

1 市民が安心して暮らせる医療供給体制の確保

子どもからお年寄りまで、誰もが健康で安全に安心して暮らせる地域社会の形成が望まれるなかで、救急医療や一次から三次までの急性期医療、リハビリテーションや慢性期医療、介護医療、在宅医療など、多様な医療ニーズに対応できる医療供給システムの確立が求められております。また、医療技術の高度化、専門化など医療を取り巻く状況が年々変化しております。一方で、病院に勤務する医師が全国的に不足し、特に、地域医療の中核的な役割を担っている自治体病院においては深刻な状況にあり、医師や看護師など限られた医療従事者の適正・有効な配置を図りながら、市民が安心して暮らせる医療供給体制を整備していくことが課題となっております。

このため、村山及び西村山地域における病院や診療所の医療連携、役割分担などについて県や関係病院、医師会などと協議・検討を進めながら、広域的な医療ネットワークの構築を図り、良質・安心の医療供給体制の確保に努めてまいります。

2 市民ニーズに応える市立病院

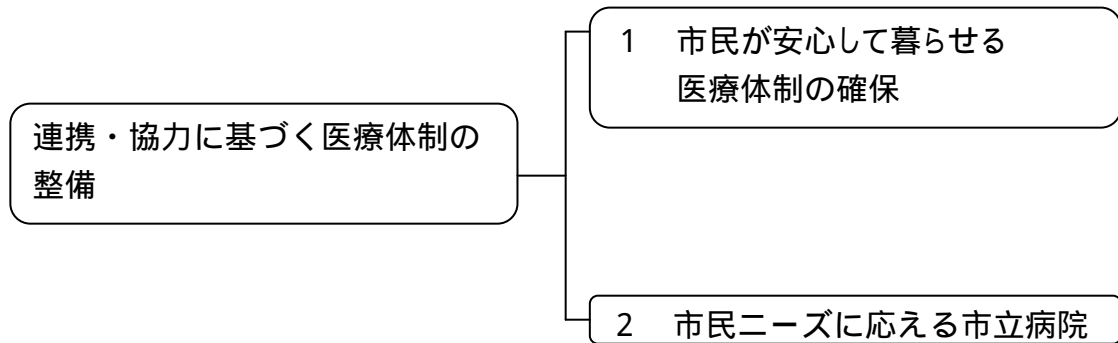
近年、自治体病院の運営は診療報酬の減額改定や医師不足などを要因として多くの課題を抱えており、特に中小病院において厳しい経営環境となっております。

市立病院も患者数や診療収益の減少が続いて極めて厳しい経営状況となっており、常勤医師の確保、経営健全化対策などが大きな課題となっております。

このため、市立病院として必要な医師の確保や経営健全化対策を引き続き進めるとともに、地域における医療連携や機能分担の議論を踏まえながら、あらためて市立病院の役割や機能などを検証し、市民ニーズに応える診療機能の維持・向上に努め、市民に親しまれ、信頼される病院づくりをめざしてまいります。

第 4 節 連携・協力に基づく医療体制の整備 基本計画案

1 施策の体系



2 施策

1 市民が安心して暮らせる医療供給体制の確保

日常的な一次医療については、引き続き寒河江市西村山郡医師会はじめ、関係機関団体との連携・協力を強化しながら、地域における診療機能の充実を図ってまいります。特に、夜間・休日の救急医療体制について、医師会や関係機関と協議しながら、整備・充実を図ってまいります。

入院や手術を必要とする二次医療は、市立病院はじめ県立河北病院などの自治体病院が重要な役割を担っておりますが、それぞれの病院が深刻な医師不足などの課題を抱えております。

市民の多様な医療ニーズ、医療の高度化、専門化が進むなかで、寒河江・西村山地域における良質で安心の医療供給体制を確立するためには、救急医療や三次の高度医療なども含めたなかで、限られた医療資源を有効、適切に生かした広域的な医療ネットワークの構築が必要です。このため、県及び関係病院、医師会などによる協議の場を設置し、医療機関の連携、機能分担・統合などの協議、検討を進めてまいります。

2 市民ニーズに応える市立病院

市民のニーズに応える市立病院として、診療体制の維持・向上を進めることが重要であり、引き続き必要な医師の確保に努めるとともに、病院経営健全化のための市立病院改革プランの着実な推進を図ってまいります。

また、地域における医療連携、役割分担の議論や高齢社会に対応する診療機能などを踏まえながら、市立病院の役割や診療体制、病床利用などを検討してまいります。

さらに、施設や設備の計画的な整備・更新等を進めるとともに、職員研修の充実などを図りながら、市民に親しまれ信頼される病院づくりを進めてまいります。

3 目標

- 高齢社会に対応する診療体制の整備
- 市立病院の経営健全化
- 市民に親しまれ信頼される病院づくり

4 主な事業

地域における救急医療、休日・夜間診療の充実
広域的な医療ネットワーク（役割・機能分担）の構築 <ul style="list-style-type: none">医療機関相互の連携の強化公立病院の広域的な連携と分担
特色のある市立病院の診療体制の整備
市立病院の医師確保対策（医師の事務負担軽減対策などを含む。）
市立病院経営改善プロジェクトの推進
市立病院職員の研修の充実
市立病院旧病棟の耐震診断及びこれに基づく施設整備
市立病院の快適な施設環境の整備
市立病院の医療機器の整備